

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年2月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 〃 関東信越（神奈川）（受）第 2200078 号  
厚生局事案番号 〃 関東信越（神奈川）（国）第 2200015 号

## 第1 結論

昭和 57 年\*月の請求期間、昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の請求期間並びに昭和 59 年 4 月から昭和 63 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年\*月  
② 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月  
③ 昭和 59 年 4 月から昭和 63 年 2 月まで

請求期間①については、私が 20 歳になった頃、請求期間②については、昭和 58 年 2 月に私が会社を退職した後、それぞれ母親が A 市 B 区役所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を C 銀行で納付していたと母親から聞いている。請求期間③については、妻が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

請求期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を銀行で納付していたはずである旨主張しているが、請求者は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする母親は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間③について、請求者は、妻が請求者の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているが、請求者は、当該期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする妻からは、陳述を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求者から提出された年金手帳（国民年金手帳記号番号:\*）によると、国民年金の初めて被保険者となった日は、「昭和 58 年 2 月 8 日」と記載されており、当該日付はオンライン

ン記録と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できない上、請求者の国民年金の加入手続は、当該手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録により、昭和 58 年 5 月頃に初めて行われたと推認できることから、請求者は、請求期間①において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求期間①、②及び③について、請求者から提出された年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿により住所が確認できるA市、D市E区及び同市F区に照会したところ、いずれの市区も当該期間の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。